

熊本市外郭団体助成条例

平成20年3月18日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の外郭団体の自主的かつ自律的な経営体制の確立を促進するため、当該外郭団体がその職員等に支給すべき退職手当に係る財源不足の補てんに関する本市の支援を廃止することに併せて一時金として支給する助成金(以下「助成金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外郭団体 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第140条の7第1項に規定する法人及び本市が設立時から財政的支援又は人的支援を行いその運営に関与し、本市と密接な関係を有する法人のうち、別表第1に掲げるものをいう。
- (2) 共済金 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく退職金共済制度に係る退職金、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)に基づく退職手当共済制度に係る退職手当金又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が設けた全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に係る退職手当金をいう。
- (3) 引当金 外郭団体が退職手当規程に基づく退職手当の支払のために積み立てた基準日における引当金をいう。
- (4) 基準日 平成21年3月31日をいう。
- (5) 普通退職 傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。)又は死亡によらない、その者の都合による退職をいう。
- (6) 整理退職 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによる退職をいう。
- (7) 定年退職等 前2号に掲げる退職以外の退職をいう。

- (8) 退職手当規程 外郭団体の職員等に対し退職手当を支給するに当たっての基準について、外郭団体がそれぞれ定める規程をいう。
- (9) 一括助成対象者 外郭団体の職員等のうち退職手当規程の適用を受ける者で基準日後も引き続き当該外郭団体に就労するものをいう。
- (10) 退職手当相当額 一括助成対象者が基準日において普通退職とした場合における、退職手当規程に基づき算定した当該者の退職手当の額をいう。
- (支給額)

第3条 外郭団体に対し支給する助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 退職手当相当額の別表第2に掲げる年齢区分ごとの合計額から、それぞれ同区分に応じ、一括助成対象者ごとの基準日における共済金の額（その額が当該一括助成対象者に係る退職手当相当額を上回る場合にあっては、当該退職手当相当額の額）の同区分ごとの合計額を控除した額（引当金がある場合にあっては、更に当該引当金を控除した額）に、それぞれ同表に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額
- (2) 退職手当規程の適用を受ける者で基準日までに整理退職又は定年退職等をしたもの（整理退職にあっては、別表第3に掲げる法人の退職手当規程の適用を受ける者に限る。）に対して支給する退職手当の合計額から、これらの者に係る共済金の合計額を控除して得た額（引当金がある場合にあっては、更に当該引当金を控除して得た額）（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- 2 前項の額の算定において引当金を控除する場合は、最初に同項第2号に規定する額の算定において控除し、当該控除をしてもなお控除しきれない引当金があるときは、これを同項第1号に規定する額の算定において控除する。
- 3 前項の規定により第1項第1号に規定する額の算定において控除すべき引当金がある場合における当該引当金の控除については、別表第2の年齢区分のうち最も高い年齢区分に属するものから控除し、当該控除をしてもなお控除しきれない引当金がある場合は、次に高い年齢区分に属するものから控除し、以後同様とする。
- 4 第1項第1号の退職手当相当額及び同項第2号の退職手当の額は、熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の適用があるものとして算出し

た場合の退職手当の額を基準として市長が別に定める額を上限とする。

- 5 外郭団体の財務状況により必要があると認められるときは、前各項の規定により算定された助成金の額を減額することができるものとする。

(助成金の額の確定)

第4条 助成金は、基準日の属する会計年度内に額を確定する。

(使途及び監督)

第5条 助成金は、外郭団体が支給する退職手当に充てなければならない。ただし、退職手当の支給に充てるまでの間、确实かつ効率的に運用することについては、これを妨げない。

- 2 外郭団体に対する助成金の支給がなされた場合において、市長等は、その活用状況に関し報告を徴し、不適當であると認めたときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 3 市長等は、外郭団体が前項の規定による勧告に従わないときは、支給した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

財団法人 熊本市駐車場公社
財団法人 熊本市美術文化振興財団
財団法人 熊本市国際交流振興事業団
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
社団法人 熊本市シルバー人材センター
職業訓練法人 熊本市職業訓練センター
財団法人 熊本市勤労者福祉センター
財団法人 熊本市住宅協会
財団法人 熊本市下水道技術センター
財団法人 熊本市水道サービス公社
財団法人 熊本市社会教育振興事業団

別表第 2（第 3 条関係）

年齢区分	補助率
55 歳から 59 歳まで	0.95
50 歳から 54 歳まで	0.90
45 歳から 49 歳まで	0.85
44 歳以下	0.80

備考 年齢区分の判定は、一括助成対象者の基準日満了時における年齢による。

別表第 3（第 3 条関係）

財団法人 熊本市駐車場公社
財団法人 熊本市美術文化振興財団
財団法人 熊本市国際交流振興事業団
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
財団法人 熊本市勤労者福祉センター
財団法人 熊本市住宅協会
財団法人 熊本市社会教育振興事業団